

2015年8月20日  
全国港湾15発第10号

各 関係地区港湾議長 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



### 非指定港の指定港化を実現する取り組み強化の指示

8月20日に開催した常任中央執行委員会は、標記についての取り組み強化を確認した。ついでには、関係各地区港湾は、下記の通り取り組みを強化するよう指示する。

#### 記

#### 1. 状況と考え方について

- (1) 三島川之江港の指定港化の取り組みについては周知の通りであり、第8回定期大会に提案する次年度方針案と秋年末闘争方針案では、現地での取り組みとITFの支援を含む運動の強化を進める一方、「国土交通省の決断」を迫ることを一義的に追及することを提起している。
- (2) 同時に、石狩湾新港・常陸那珂港・志布志港の指定港化を求めて、現地との連携を図りながら、あらためて運動を強化することを提起している。
- (3) こうした取り組みと現状認識の中で、各地区では、本件の前進を図るために、地区港湾(港)単位での労使合意を取り付け、それを土台に指定港化を進める運動が取り組まれている。
- (4) 常任中執は、この取り組みの積極的意義を受け止め、あらためて、全国的な運動へと発展させることが重要との認識で一致し、各関係地区港湾への指示を発出することを確認した。

#### 2. 取り組み指示

- (1) 石狩湾新港・常陸那珂港・志布志港の関係地区港湾は、各非指定港の指定港化を実現するために、当該地区港運協会に申し入れ行動や地区労使の協議を行うなど、「指定港化に関する地区(港)労使合意」を進めるよう取り組むこと。  
なお、それぞれの地区港湾における本件の実態を考慮し、状況に応じた取り組みが必要と考えられるので、その場合は各々の対策について検討する。
- (2) 各単組は、各地区港湾の取り組みの成功に向けた縦指示に取り組むこと。
- (3) なお、地区港湾の取り組みにあたって、交渉に参加するなど必要であれば中央執行委員会より代表を派遣する用意があることを付記する。

以上

(写) 各中央執行委員、地区港湾議長(委員長)